

旭川医科大学における掲示等に関する取扱要項

(令和8年8月27日学長裁定)

(趣旨)

第1条 この要項は、旭川医科大学（以下「本学」という。）における掲示板その他の掲示場所の適正な管理及び利用に関し必要な事項を定めることにより、学内における情報伝達の円滑化及び教育、研究、診療その他大学運営の適正な実施に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公用掲示板 本学が教職員又は学生に対して行う公式な通知、連絡その他の情報提供のために設置する掲示板をいう。
- (2) 一般掲示板 本学の教職員、学生又は本学が認めた団体等が、本学の教育研究活動、課外活動その他大学活動に関する事項を掲示するために設置する掲示板をいう。
- (3) 掲示板 本学の公用掲示板及び一般掲示板をいう。
- (4) 掲示物 掲示板に掲示する文書、ポスター、チラシその他これらに類するものをいう。

(適用範囲)

第3条 この要項は、本学の教職員及び学生を対象とする掲示物の管理及び掲示板等の利用について適用する。

2 旭川医科大学病院において患者、患者家族その他の来院者を対象として行う掲示物の管理及び取扱いについては、別に定める。

(掲示板等)

第4条 次表左欄に掲げる場所に、同表中欄に掲げる掲示板を設ける。

場所	掲示板	対象	所管
総合研究棟1階エレベーターホール	公用掲示板及び一般掲示板	教職員	総務課
中央診療棟2階職員玄関	公用掲示板及び一般掲示板	教職員	総務課
看護学科棟1階職員玄関	公用掲示板及び一般掲示板	教職員	学務課
講義実習棟1階学生玄関	公用掲示板及び一般掲示板	学生	学務課
臨床講義棟1階	公用掲示板及び一般掲示板	学生	学務課
看護学科棟2階講義室D前	公用掲示板及び一般掲示板	学生	学務課
看護学科棟2階渡り廊下	一般掲示板	学生	学務課
図書館出入口	公用掲示板及び一般掲示板	教職員又は学生	研究・学術情報課

2 掲示は、前項に定める場所以外に行ってはならない。ただし、研究室、事務室その他これらに類する室及びその出入口付近に掲示する場合は、この限りでない。

(掲示板の管理)

第5条 掲示板の管理は、第4条に定めるそれぞれの掲示板を所管する課が行う。

(掲示の基準)

第6条 公用掲示板への掲示は、本学の業務に関するものであって、本学の教職員及び学生に対して広く周知する必要があるものに限る。

2 一般掲示板への掲示は、本学の教育、研究、診療又は学生支援に関連し、本学の教職員又は学生に周知する必要があるものであって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学会、講演会その他学術研究に関するもの
- (2) 本学が主催又は後援その他これらに類する関与をする行事に関するもの
- (3) 教職員の採用に関するもの（教職員用掲示場については学内公募に限る。）
- (4) 本学の施設を使用して行う試験等に関するもの
- (5) 旭川医科大学学生規程第12条の規定により学長に認可を得た団体が主催する行事に関するもの
- (6) その他学長が必要と認めたもの

3 掲示板に掲示するに当たっては、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、特別の事由があるときは、この限りではない。

- (1) 同一の掲示板に同一内容の掲示物を重複して掲示しないこと。
- (2) 掲示物の大きさがA1版（594ミリメートル×841ミリメートル）以内であること。
ただし、掲示板の大きさその他管理上の必要に応じ、所管課は掲示物の大きさを制限することができる。
- (3) 掲示物には、担当部署を記載すること。
- (4) 掲示期間は、当該掲示物に係る事由が終了する日まで（その期間が2か月を超える場合は2か月以内）とすること。ただし、本学として継続的に周知する必要があると認められる事項については、この限りでない。

(掲示できない事項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する掲示物は、掲示を認めない。

- (1) 法令又は学内規則に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 特定の個人又は団体を誹謗中傷するもの
- (4) 営利活動を目的とするもの
- (5) 政治活動又は宗教活動を主たる目的とするもの
- (6) その他大学の管理運営上不適当と認められるもの

(掲示の許可)

第8条 掲示をしようとする者は、掲示板を所管する課に掲示物を提出し、許可を得なければならない。

2 所管する課は、掲示を許可したときは、掲示期間を明記した上で掲示物に掲示許可シールの貼付又は許可印の押印を行う。

(掲示物の撤去)

第9条 掲示をした者は、掲示期間終了後速やかに掲示物を撤去しなければならない。

2 掲示板の管理を所管する課は、掲示期間を経過した掲示物、許可を受けずに掲示された掲示物又は第6条又は第7条の規定に適合しない掲示物を直ちに撤去し、処分することができる。

附 則

- 1 この要項は、令和8年8月27日から施行する。
- 2 掲示等の取扱要項（平成16年4月1日学長裁定）は廃止する。

【改正理由】

掲示板その他の掲示場所の適正な管理及び利用に関し必要な事項を見直すため、所要の改正を行うものである。